

9. その他の人権課題

国の人権教育・啓発に関する基本計画では、①女性、②子ども、③高齢者、④障害のある人、⑤部落問題、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧HIV 感染者・ハンセン病患者等、⑨刑を終えて出所した人、⑩犯罪被害者等、⑪インターネットによる人権侵害、⑫北朝鮮によって拉致された被害者等の人権課題の12項目を明示的に掲げ、さらにその他の様々な人権課題についても、これら人権課題の解決に資する施策を実施するとしています。

三田市においても、人と人がつながり、支えあいお互いが人権を尊重しあうまちをつくるため、社会教育や学校教育を通して、人権に関わるあらゆる課題について取り組みます。

【インターネットによる人権侵害】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みがされたり、差別を助長する表現が掲載されたり、いわゆるリベンジポルノとされる画像の流出・拡散が問題となるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい認識を深めていく必要があります。

【HIV 感染者・ハンセン病患者等】

エイズウイルス(HIV)やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

HIV やハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないように、感染症に対する正しい認識と理解を深めていく必要があります。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として、社会復帰し円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解を深めていく必要があります。

【北朝鮮によって拉致された被害者等】

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年（2006 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていく必要があります。

【アイヌの人々】

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事や、多くの口承文学（ユークラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

平成 19 年（2007 年）の国連における「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、平成 20 年（2008 年）の国における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の主旨を踏まえ、アイヌの人々に対する理解と認識を深めていく必要があります。